

小田原市教育委員会定例会会議録

1 日時 令和6年11月27日(水) 午前9時30分～午前10時31分

場所 小田原市生涯学習センターけやき 2階 大会議室

2 出席者氏名

1 番委員 柳 下 正 祐 (教育長)

2 番委員 益 田 麻衣子 (教育長職務代理者)

3 番委員 菱 木 俊 匡

4 番委員 秋 元 美 里

5 番委員 齊 藤 修 一

3 説明員等氏名

教 育 部 長 菊 地 映 江

文 化 部 長 大 木 勝 雄

文化部副部長 湯 山 直 樹

教育総務課長 岡 田 夏 十

学校施設担当課長 中津川 博 之

保健給食課長 吉 澤 太 郎

教育指導課長 中 山 晋

教育相談担当課長 松 澤 俊 介

図書館長 竹 縄 謙 史

子育て政策課長 鈴 木 雅 樹

教育指導課指導主事 岩 立 忠

教育指導課指導主事 柳 下 仁 志

教育指導課指導主事 宮 里 鷹

その他関係職員

(事務局)

教育総務課主任 漆 崎 亜 結 美

4 議事日程

日程第1

報告第11号 事務の臨時代理の報告(令和6年度小田原市一般会計補正予算)について
(教育部・文化部)

日程第2

報告第12号 事務の臨時代理の報告(指定管理者の指定)について (図書館)

5 報告事項

(1) 令和5年度小田原市立小中学校の暴力行為・いじめ・長期欠席の状況について
(教育指導課)

(2) 令和7年度公立幼稚園新入園児応募状況について (教育総務課)

(3) いじめ重大事態発生に伴う諮問について【非公開】 (教育総務課)

6 議事等の概要

- (1) 柳下教育長開会宣言
- (2) 10月定例会議事録の承認
- (3) 議事録署名委員の決定…4番 秋元委員、5番 齊藤委員に決定

○柳下教育長 ここで、本日の日程についてお諮りいたします。

「報告第11号 事務の臨時代理の報告（令和6年度小田原市一般会計補正予算）について」、「報告第12号 事務の臨時代理の報告（指定管理者の指定）について」及び「報告事項(3)いじめ重大事態発生に伴う諮問について」を日程に追加し、議題としたいと思います。これに御異議はございませんか。

（「異議なし」の声）

○柳下教育長 御異議もないようですので、ただいまの件を日程に追加することといたします。

○柳下教育長 それでは、議事に入る前に、会議の非公開について、お諮りいたします。「報告事項(3)いじめ重大事態発生に伴う諮問について」は、現在調整中の案件でありますので、その性質上、小田原市教育委員会会議規則第5条第1項ただし書の規定により、これを非公開といたしたいと存じます。

本件を非公開とする件について、採決してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声）

○柳下教育長 御異議もありませんので、採決いたします。「報告事項(3)いじめ重大事態発生に伴う諮問について」を非公開とすることに賛成の方は、挙手願います。

（全員挙手）

○柳下教育長 全員の賛成により、「報告事項(3)いじめ重大事態発生に伴う諮問について」は、後ほど非公開での審議といたします。

-
- (4) 日程第1 報告第11号 事務の臨時代理の報告（令和6年度小田原市一般会計補正予算）について（教育部・文化部）

○教育総務課長 それでは、御説明申し上げます。

11月29日に開会する市議会12月定例会へ提出する令和6年度小田原市一般会計補正予算につきまして、市長から意見を求められましたが、教育委員会会議を招集する時間的余裕がなかったため、小田原市教育長に対する事務委任等に関する規則第3条に基づき、教育長が臨

時に代理し、議会に提出することについて同意する旨、市長に意見を申し出ましたので、御報告するものです。

私からは、教育部所管分について御説明しますので、議案書をおめくりいただき、資料1ページ「令和6年度小田原市一般会計補正予算概要」を御覧ください。

上段の歳入については、関連する歳出で御説明します。

はじめに、歳出の1段目（項）教育総務費（目）事務局費のうち「校内無線アクセスポイント増設等委託料」及び「学区審議会開催費」並びに歳出の2段目（項）小学校費（目）学校管理費「普通教室間仕切り設置等委託料」及び「普通教室改修等工事請負費」につきましては、資料4ページ「三の丸小学校の通常学級数増への対応について」を御覧ください。

はじめに、「1 目的」でございますが、三の丸小学校は、学区内のマンション建設等に伴う児童数増の影響から、令和7年度には通常学級が1学級増える見込であり、それにより普通教室が1教室不足することから、PTA会議室を普通教室に改修し対応するものでございます。

また、令和8年度（2026年度）以降も通常学級数の増加が見込まれておりますことから、学区指定変更制度の変更を行うため学区審議会を開催するものでございます。

「2 事業概要及び予算額」でございますが、(1)教室等改修費につきましては、PTA会議室を普通教室に改修するほか、児童用更衣室をPTA会議室に転用することに伴い、児童用更衣室が不足することから、各教室で着替えができるよう、開閉可能な間仕切りを設置するための費用を計上するものでございます。

(2)学区審議会開催費につきましては、学区指定変更制度の変更等を審議するために開催する学区審議会の委員報酬等を計上するものでございます。なお、審議会は、令和6年度中に2回、令和7年度中に1回開催予定でございます。それぞれ、予算額は資料に記載の通りでございます。

「3 スケジュール」でございますが、令和7年1月以降、教室等の改修を進めるとともに、学区審議会において制度変更に係る審議を行います。その後、9月から制度変更の周知を行い、翌年4月からの運用開始を目指してまいります。

なお、5ページは、三の丸小学校の教室配置図でございます。3階のPTA会議室を改修し、普通教室とすることを予定しております。

資料1ページにお戻りください。

次に、歳出の1段目（項）教育総務費（目）事務局費「指導者用デジタル教材」でございますが、市立小中学校の授業で使用する指導者用英語デジタル教材を新年度の授業開始までに指導者へ配付するため計上するものでございます。なお、今回購入する教材は、教科書の同一採択中継続して使用することができるため、小学校は令和9年度まで、中学校は令和10年度まで使用することを想定しております。

次に、同じく歳出の1段目（項）教育総務費（目）事務局費、「高等学校等奨学金事業」につきましては、経済的な理由により、子供の修学が困難な家庭の支援に役立ててもらいたいとの趣旨で、一般社団法人小田原市電設協力会様から50万円、有限会社エコール学院様か

ら1万700円の御寄附をいただきましたので、これを財源に、奨学基金積立金を計上したものでございます。

次に、歳出の3段目（項）中学校費（目）学校管理費「特別教室空調設備設置実施設計委託料」につきましては、資料6ページ「中学校特別教室空調設備設置実施設計委託料について」を御覧ください。

はじめに、「1 事業概要」でございますが、特別教室の空調設備は、令和6年度で小学校への設置が一巡し、令和7年度及び令和8年度の2カ年で中学校に設置する計画としております。

小学校については、本市の建設部建築課が設計を行っていましたが、中学校は小学校と比較して1校あたりの設置室数が多くなり、設計内容が複雑となることから、実施設計を外部委託により実施するものでございます。

「2 事業内容」でございますが、市立中学校全11校の特別教室への空調設置の実施設計を行うもので、その後、実際の整備につきましては、令和7年度に5校、令和8年度に6校を行う計画としております。

「3 予算額」につきましては、資料に記載のとおりでございます。なお、本事業は翌年度の早い段階で工事着手する必要がありますことから、早期に執行できるよう、本補正予算に事業費を計上するとともに、全額を翌年度に繰り越すものでございます。

「4 スケジュール」につきましては、令和7年9月に設計を完了した後、引き続き令和7年度設置分の工事執行を進める予定でございます。令和7年度設置分は令和8年1月、令和8年度分は令和8年8月には設置が完了する予定でございます。

資料2ページを御覧ください。

中学校施設維持・管理事業の繰越明許費補正については、先ほど御説明したとおりでございます。

債務負担行為補正のうち、給食調理場空調設備借上料につきましては、資料7ページ「給食調理場空調設備設置借上料について」を御覧ください。

はじめに、「1 事業概要」でございますが、給食調理場については、調理員の労働環境の改善のため、令和4年度から毎年度2場ずつ空調設備を整備していますが、早急に設置することを目指し、現在未整備の全給食調理場（16場）に、10年間のリース方式で空調設備を一括で整備するものでございます。

「2 設置場」につきましては、表に記載のとおり、今回設置を行うのは単独調理校15校、共同調理場1場の合計16場でございます。

「3 事業費」につきましては、令和6年度から令和17年度までの総額12億5,423万1,000円の債務負担行為を設定するものでございます。なお、令和6年度は、契約のみのため、予算計上額はございません。

「4 スケジュール」につきましては、令和7年2月に契約を締結した後、5月までには工事に着手し、9月には設置工事が完了する予定となっております。

資料4ページを御覧ください。

次に、教科書指導書整備事務費でございますが、令和7年度から使用する教師用教科書及び指導書を、新年度の授業開始までに各学校へ配付するもので、学校の入学式の前日である4月7日までに教科書等の配付を完了させる必要があることから、令和6年度中に契約締結ができるよう、債務負担行為を設定するものでございます。

以上で、教育部所管の説明を終わらせていただきます。

○文化部副部長 引き続き、私から、文化部所管分について御説明します。

なお、歳入予算につきましては、歳出との関連でありますので、歳出予算のところで併せて御説明申し上げます。

資料2ページにお戻りください。

1段目の(項)社会教育費、(目)図書館費 歴史まちづくりの推進、小田原文学館管理運営事業の「小田原文学館庭園等整備事業」でございます。

この事業の内容につきましては、資料8ページをお開きください。

この事業は、「1 目的」に記載のとおり、国登録有形文化財である小田原文学館の庭園等整備を行い、歴史的風致の維持向上を図るものでございます。

主な整備予定箇所につきましては、P9からP11にかけて記載しておりますので、後ほど御覧いただければと存じます。

資料12ページをお開きください。

この事業の完了につきましては、令和8年度になることが見込まれております。そこで、「6 予算額」に記載のとおり、継続費を設定しております。また、「7 財源」のとおり、国の「社会資本整備総合交付金」を財源に計上したものでございます。

資料3ページにお戻りください。

次に、上から2番目にあります、債務負担行為補正予算の「小田原駅東口図書館管理運営委託料」でございます。

小田原駅東口図書館につきましては、条例により令和2年度の開館当初から、その管理を指定管理者が行っております。その指定期間が令和7年3月31日をもちまして満了となることから、令和7年4月1日から、次の指定期間を開始することとしております。

この後、日程第2、報告第12号におきまして、「指定管理者の指定について」を報告させていただきますが、それに先立ち、まずは本施設の債務負担行為について御説明させていただきます。

債務負担行為の期間につきましては、令和6年度から指定期間が終了する令和11年度までといたし、限度額につきましては、令和6年度の予算計上額はございませんが、令和7年度から令和11年度までの総額として、4億9,482万5,000円に、物価変動及び税制度の変化による増減額を加算した額を設定するものでございます。なお、昨今の社会情勢において、今後の物価変動による影響額を予測することが困難でありますことから、物価変動分等については文言表記としたものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

(質疑・意見等)

○**益田委員** 三の丸小学校の学区審議会は、三の丸小学校区内の学校を再編するということでしょうか。

○**教育指導課長** 学区を変更するということではなく、様々な理由で学校を変更するという指定変更制度の内容について変更するものです。現在通学しているお子さんについて、要件を変えるということではなく、あくまでも中長期的に、一極に集中するということが起こったときにどのような対応がとれるかということを審議会に諮るものでございます。

○**齊藤委員** 予算の妥当性について質問をさせていただきます。補正予算を計上する上で業者の選定や合い見積もりを取るなどされていると思いますが、予算の妥当性については、行政内に一定の基準があり、それに照らし合わせて適正なプロセスを経て組まれているのでしょうか。

○**教育総務課長** 今回多岐にわたる予算であります。例えば学区審議会の委員報酬については、金額は条例で定められています。それ以外の改修費、空調の整備費等については、見積り、設計を踏まえて要求しております。予算要求については財政課で査定を受けた上で、その後、理事者、市長副市長の査定を受けた上で予算を計上しています。また、執行する際には、内容や金額当の詳細を再度確認の上執行しており、最小の経費で執行できるように努めているところです。

○**齊藤委員** 来年度の予算はすでに組まれていると思いますが、今後、民間でも従業員のベースアップがかなり厳しい状況となっています。今年度は5パーセント、来年度以降も6パーセントアップ以上経団連から言われてくる状況です。そうすると、全国的にも人件費の高騰については想定していかなければいけないと思います。来年度以降人件費を組む部分は、外部委託も含めて想定していかなければいけないという課題感は認識していかなければいけないと思います。課題感として共有させていただきます。

○**秋元委員** 今年、小中学校を視察で回ったときに、施設の老朽化や、空調が未設置の場所や故障している場所などが見受けられました。この予算が正当かというところは、そういうところも含めて判断した方が良いと思います。

(その他質疑・意見等なし)

(5) 日程第2 報告第12号 事務の臨時代理の報告（指定管理者の指定）について

(図書館)

○**図書館長** 市議会12月定例会へ提出する令和6年度小田原市一般会計補正予算につきまして、市長から意見を求められましたが、教育委員会会議を招集する時間的余裕がなかったため、小田原市教育長に対する事務委任等に関する規則第3条に基づき、教育長が臨時に代理し、議会に提出することについて同意する旨、市長に意見を申し出ましたので、御報告するものです。

細部について御説明申し上げますので、資料2枚目を御覧ください。

本件につきましては、現在、ミナカ小田原6階に開設しております小田原市立小田原駅東口図書館及びおだぴよ子育て支援センターの指定管理者の指定期間が令和7年3月31日をも

って満了することから、引き続き、指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

「2 指定管理者が行う業務」は、小田原市立小田原駅東口図書館とおだびよ子育て支援センターの管理運営業務のほか、指定管理者による自主的な事業の実施などでございます。

「3 指定期間」につきましては、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間でございます。

選定の経過等につきましては、「4 選定までの経過」にございますように、令和6年8月19日から指定管理者の申請受付を行った結果、次のページ「5 申請状況」にございますように2団体から、応募がございました。

「6 審査・協議の概要」でございますが、(1)のとおり、8名の委員で構成する「小田原市立小田原駅東口図書館及びおだびよ子育て支援センター指定候補者選定委員会」を設置し、次のページ(2)の審査・協議結果にございますように、審査基準、審査項目を定め、各申請団体の審査を実施したところ、各表に示した結果となっております。

この結果をもって、選定委員会としては「ゆうりん・おだたんグループ」が指定候補者として適切であるとの結論に至ったものでございます。

なお、次のページにございますように指定候補者の選定とあわせまして、選定委員会から、要望事項が付されております。

ア 両施設の運営に当たっては、図書館と子育て支援の共同事業である特長を生かし、更なる連携の強化に努め、今回提案のあった新規事業についても確実に実施すること。また、小田原駅東口に至近という地の利を生かし、施設のPRを強化するなど、更なる利用者の拡大に努めること。イ 子育て支援センターの運営に当たっては、これまで以上に地域や連携機関との関係を深めるとともに、地域子育てひろば等地域の取組に対する支援など連携強化に努めること。でございます。

この選定委員会の結果を踏まえ、「7 指定候補者」に記載のとおり「ゆうりん・おだたんグループ」を指定候補者として選定したものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

(質疑・意見等)

○柳下教育長 「指定管理者の自主的な事業」とは、例えばどのようなものでしょうか。

○図書館長 例えばこの2つの施設の連携事業としまして、親子で楽しめるイベント、あるいは託児サービス付きの講演会、おもちゃと絵本のコンシェルジュなどを行います。

○益田委員 おだびよですが、ミナカにあるということで、利用者の保護者の方から歩いて行くか電車で行くしかないということで、駐車代がかかってしまうので、小さい子を連れて電車で行くのが大変だという意見を聞きます。指定管理者にその部分を任せるのではなく、市として子育て支援として駐車場の料金を一部を負担するなど、おだびよだけではなく、わんぱくランドなどにも言えますが、市として子育て政策を充実させるのであれば市民に対しては駐車場料金を補助するなどを検討していただきたいと思います。

○子育て政策課長 ミナカ小田原は商業施設であり、駐車場の運営も商業施設内というものがあります。駐車場の利用料金への補助についての御要望はありますが、ミナカ小田原と話をしております。今すぐに補助ができるとは言えないですが、今後もミナカ小田原との調整を図ってまいりたいと思います。

(その他質疑・意見等なし)

(6) 報告事項(1) 令和5年度小田原市立小中学校の暴力行為・いじめ・長期欠席の状況について (教育指導課)

○教育指導課長 それでは、私から報告させていただきます。資料1を御覧ください。

まず、調査の概要につきまして、「1 調査期間」、「2 調査項目」は資料のとおりです。「3 調査結果」について、全国の数値は、令和6年10月に公表された「文部科学省 令和5年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」、神奈川県の数値は、同じく令和6年10月に公表された「令和5年度 神奈川県児童・生徒の問題行動・不登校等調査」の調査結果であり、本市の結果は、市立全小中学校を対象に、学校調査として、教育指導課に報告されたものをまとめたものです。

それでは、各項目の結果について御報告いたします。

まず「(1)暴力行為の状況」についてです。1ページの「①暴力行為の発生件数と1,000人あたりの発生件数」の表中、令和5年度の欄を御覧ください。

令和5年度の暴力行為の発生件数は小学校で270件、中学校で185件となり、前年度と比較して、小学校で91件の増加、中学校で17件の減少となりました。

小学校での暴力件数は増加し、学年や発達段階を問わず、集団生活の中で適切な行動ができるような支援が今後も必要となっています。「③学年別加害児童生徒数」からもわかるように、小学校では特に4年生で発生件数が多くなっています。これは、入学当初から休校やリモート授業などにより、自分の感情を表現する機会が減少したため、感情のコントロールがつけづらく、トラブルに至ったと考えられます。

中学生では、1・2年生の発生件数が多くなっています。思春期におけるこの時期は、新入学やクラス替え、部活動や諸活動における人間関係等で不安定になりやすくストレスを抱えやすい時期であるため、生徒一人ひとりに寄り添い、心理的安全性を確保する集団づくりが必要となります。

なお、本市の暴力行為の発生件数の割合は、全国や神奈川県と比較して大変多い状況が続いており、中でも「生徒間暴力」が多くなっております。暴力行為の内容としては、軽微なものが多いですが、些細なことをきっかけに暴力行為に発展してしまう事案が多くなっております。自分の感情をコントロールするアンガーマネジメントの方法を習得するとともに、思いを上手に表現できるコミュニケーションスキルの獲得などを発達段階に合わせて各校で引き続き取り組んでいく必要があると考えております。

次に2ページを御覧ください。「(2)いじめの状況」についてです。

令和5年度のいじめの認知件数は、「①いじめの認知件数と1,000人あたりの認知件数」の表に示しておりますとおり、小学校で1172件、中学校178件となり、前年度と比較して、小学校では187件の増加、中学校では115件の減少となりました。いじめの態様としては、「冷やかしくやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が昨年度と同様に一番多くなっています。さらに、小学校では「軽くぶつ」「たたく」など暴力行為につながる内容も多くなっております。

学校生活において、児童生徒は発達段階に応じた他者との関わり合いの中で、少しずつ正しいコミュニケーション方法を身に付けていくものですので、その過程で発生する「いじめ」を見逃さず、積極的に認知し、早期発見、早期対応することが重要だと考えております。

その結果、本市のいじめの解消率は、高くなっており、「いじめ防止対策推進法」の定義に沿って、先生方が早期発見・早期対応に努め、情報の引き継ぎ等を丁寧に行いながら、指導・支援及び見守りを続けた成果だと思われます。

一方で、小学校でのいじめ解消率が昨年度より低下している理由としては、スマートフォンやタブレット端末の普及に伴う、SNSを通じたトラブルの増加等により、学校内だけでは把握・対処しきれず、中長期的な支援が必要であると各校が認識し、見守り等を継続しているためだと捉えております。

次に3ページ「(3)長期欠席の状況」についてです。

令和5年度の不登校者数は、「①不登校者数と出現率」でお示しのとおり、小学校で163人、中学校で250人でした。本市のここ数年の傾向としましては、全国や神奈川県と同様に緩やかに増加していますが、中学校の出現率においては、令和4年度までと比べると全国や神奈川県よりも低い状況となりました。小中の連携により、小学校までの支援が中学校でも継続されることで、中学校での出現率の低下につながったと考えられます。

「②不登校児童生徒について把握した事実」については、小学校では「無気力、不安等の相談」だけではなく、「生活リズムの不調」や「障がいに関因するもの」「家庭環境」に関する情報や相談等の様々な状況があり、それらの内容が複雑に絡み合っていることが考えられます。また、中学校では「無気力、不安等の相談」が全体の60%以上と大半を占めるようになり、長引く不登校の状況を支援していく上での課題となっています。

さらに、「③学年別不登校者数」でお示ししたとおり、学年が上がるにつれて不登校者数は増加しております。令和5年度は小学校高学年、特に6年生の不登校者数が増えており、安心した中学校生活のスタートが切れるように引き続き小中の連携が求められています。また、低学年の不登校者数も増加しており、幼稚園や保育園との連携を含め、より早い段階からの支援が必要となっております。

最後に、4ページを御覧ください。「4 今後の主な取組」をまとめております。近年、新型コロナウイルス感染防止対策による行動制限が続いたことで、自分の感情を表現する場面が減少し、上手に表現することができず、それによってトラブルにつながったり、不安や悩みなどを一人で抱え込んでしまったりすることが、暴力行為、いじめ、不登校等の行動として表れていると考えられます。社会を生き抜いていく中で、学校・家庭・地域が協力して、

子どもたち一人ひとりを見守るとともに、コミュニケーションスキルを高める学習を通して、自己理解や他者理解の心を育み、児童生徒一人ひとりが安心して学校生活を送れるような指導・支援が必要です。

また、＜暴力行為・いじめ＞と＜長期欠席＞に分けて、(各校が行う取組)、(市教育委員会が行う取組)、(関係機関等と連携して行う取組)の3点を整理しました。

＜暴力行為・いじめ＞については、児童生徒一人ひとりの特性や、生活環境の違いを教職員全体で把握し、個に寄り添った指導・支援ができるように努め、生徒が「自己指導能力」を身に付けることができるよう指導・支援に取り組みます。また、教育相談やアンケート等による教育相談体制を充実させ、SOSが出せない児童生徒を早期に発見し、そのニーズに適切に対応していきます。

市教育委員会では、「児童生徒指導研修会」を実施し、教職員に対して、市の現状や課題を情報提供するとともに、これからの教育に求められる児童生徒の指導・支援の方法についての研修を引き続き行っていきます。また、関係機関や各校との情報共有を行い、諸問題の解決に向けた取組を進めていくほか、神奈川県弁護士会との連携を継続し、いじめの未然防止に向けた「いじめ予防教室」を実施します。

いじめ問題については、学校・家庭・地域が協力して解決するものという認識のもと、学校運営協議会や小田原市いじめ問題対策連絡会等を通じて情報の共有等を行い、いじめの未然防止・早期発見・早期解決に努めます。また、暴力行為やいじめによって重大な被害が生じるおそれがある場合は、学校警察連携制度を利用し、警察や関係機関等と連携しながら対応していきます。

次に、＜長期欠席＞については、各校で児童生徒の自己肯定感や自己有用感を育み、学校をチームとして一人ひとりに寄り添った支援により、不登校の未然防止に努めます。また、初期の段階で適切なアセスメントや支援体制が作れるように、個々の状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等、専門的な人材や子ども若者支援課、児童相談所などの様々な機関と連携しながら、本人だけではなく、保護者等の家庭支援にも取り組みます。

市教育委員会は、児童生徒や保護者に対する教育相談、教育相談指導学級の運営等により、学校以外の居場所づくりの充実を図るとともに、児童生徒理解に基づいた保護者へのサポートを継続させていきます。また、校内支援室担当支援員の配置により、校内の安心した居場所づくりにも努めます。

不登校支援では、未然防止に加え、早期発見・早期対応が重要であり、児童生徒や保護者を孤立させないために、学校や外部機関と連携したチーム支援ができるように『おだわら子ども若者教育支援センターは一もにい』の取組等を周知するとともに、フリースクール等の学校外の民間施設などとも連携したチーム支援を進められるようによりよい連携体制を築いてまいります。

最後になりますが、いじめ・不登校などの状況については、広く地域社会全体で情報を共有し、児童生徒への理解を深めるとともに、児童生徒の健やかな育ちに向けて、それぞれの

役割を果たすことが必要であることから、本定例会の報告後、学校などへの情報提供や市ホームページで公開していく予定です。

報告は以上です。

(質疑・意見等)

○秋元委員 小田原市の暴力行為の割合が全国と比べて多くなっています。保護者として感じるのですが、児童・教員にフォーカスしがちですが、保護者の方々にもフォローやアプローチが必要だと感じています。いじめかからかいかの境界線はとても難しく、同じ出来事でも保護者によっていじめだと捉える人もいれば、からかいだと捉える人もいます。その時に保護者は自分の価値観やこれまでの経験から判断すると思いますが、先生や校長先生に相談するレベルというのは大ごととなつてからだと思います。まず、保健室や相談室のような、保護者の話を傾聴したり、助言をしてくれるような場所があれば、救われる保護者も多いのではないかと感じています。

いじめられた側の保護者がいじめた側の保護者に過剰に反応しているシーンを見たことがあります。そこまで行く前に、保護者にアプローチする場があれば少しは状況が良くなるのではないかと思います。

○教育指導課長 小さい段階で、早期発見・早期対応というのが大切になってきます。子どもたちが相談できる場所、担任の先生だけでなく、相談の窓口を広げていくことが大切だと考えます。相談についても、子どもたちの相談を待っているだけではなく、プッシュ型面談と言いますが、教員側から必要に応じて子どもたちに働きかけることで、様々ないじめや暴力行為につながるような動きを捉えていくことが非常に大切だと考えています。

○秋元委員 私の子どももいろいろなことを言われてしまうのですが、言われたことがひどいと感じることがあっても、彼がどう感じて、どう返したかというところに目を向けて成長を促すような方向に持っていっています。そういうことがとても大切だと思っていて、心に残るような指導が大切だと思います。

○益田委員 今後の取組のところですが、暴力行為があったときは、学校・警察連絡協議会と連携してやっていると聞くのですが、保護者は警察と聞くと学校が手を放して警察に訴えるというような印象を持ってしまいがちです。連携しているということが認知されていない状況です。暴力やいじめは学校内だけで解決できるものではなく、犯罪となることもあり、警察も一緒に考えていくということの周知を保護者にもした方が良いと思います。

長期欠席について、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーは予約がとれないということをよく聞きます。ここには予算を付けて、十分な体制を整えていただきたいと思います。校内支援室もとても重要なポジションだと思いますので、適切な方を配置していただきたいと思います。秋元委員が仰っていた、保護者がワンクッション置く場所として、子どもだけでなく保護者も話ができるというような雰囲気が出ていくと少しずつ変わっていくと思います。先生が忙しいので先生たちだけでやるのは難しいと思います。いろいろな

人の手を借りて、長期欠席や暴力行為にしても子どもたちに関わってほしいと思います。

○菱木委員 いじめは、鬱積したいらだちや怒りを他人にぶつけることで始まります。最近では大人も他人と良好なコミュニケーションを築けるようにアンガーマネジメントを学習しています。私は城北中学校の校医なので学校保健委員会に出席しますが、話題として友達と良好な関係を作るためのアンガーマネジメントを取り上げることを教育委員会から学校側に提案することはできないでしょうか。生徒一人一人がアンガーマネジメントができるようになればいじめの元を断つことも可能ではないかと思いますがいかがでしょうか。

○宮里指導主事 児童生徒一人ひとりに対応していくという点で、児童生徒指導研修会や生徒指導連絡会などもありますので、そういう場で各学校に子どもたち一人ひとりに寄り添う対応ということでアンガーマネジメントのことなど発信していきたいと思います。

○菱木委員 学校保健委員会は、全クラスから委員が出席するので、委員会でアンガーマネジメントを実践しようと決まれば、委員の友人達が「委員のあの子が言うならやってみよう」など、生徒同士で実践することにつながります。教育委員会から学校への取り組み提案の検討をお願いします。

○保健給食課長 御意見いただきましたので、今後検討して進めさせていきたいと思います。

○柳下教育長 暴力行為の状況を見ると、小田原市は全国でかなり多いです。小田原市では関わる力、特に人と関わる力を大切にしようということで教育を進めているので、今後の主な取組のところに書かれていますし、各委員から御意見もいただきましたので、教育委員会内で、そして教育委員会と学校で、学校間で、学校内で共通理解をして、みんなで一枚岩体制を作って取り組んでほしいと思います。

(その他質疑・意見等なし)

(7) 報告事項(2) 令和7年度公立幼稚園新入園児応募状況について (教育総務課)

○教育総務課長 それで、私から御説明します。

資料2を御覧ください。資料上部「令和7年度新入園児応募状況（令和6年度募集実施）」についてですが、まず、1学年の定員は令和4年4月1日から休園している前羽幼稚園を含めて、全体で385人です。

次に、Aの「願書配布数」ですが、去る10月15日から21日までの間、入園願書の配布を行ったところ、件数は49件でした。

Bの「願書受付数」ですが、11月1日及び5日で願書の受付を行ったところ、件数は44件でした。

各園ともに定員に達しておりませんので、現在も追加の申込を受け付けております。下の表の令和4年度から6年度までをみていただくと、「5月1日年少園児数は」は、11月時点の件数から若干増加する傾向にあります。

参考資料1を御覧ください。

令和3年10月1日に策定いたしました「小田原市立幼稚園の園児現象への対応指針」では、下部にあるとおり、集団の中で園児の発達段階に応じた様々な経験が得られる、園児数の最低基準として「1学年の園児数15人 1園の総園児数30人」と定めています。

裏面2ページを御覧ください。「3 最低基準を下回った場合の対応」として、公立施設が果たす役割を踏まえながら、統合・廃止を段階的に進めていくことを前提に、ア 複式学級の実施、イ 翌年度の入園児の募集の停止（募集開始後の停止を含む。）、ウ 休園又は閉園を検討することとしています。

参考資料2を御覧ください。

市立幼稚園令和6年度園児数及び令和7年度園児数見込みについてですが、令和6年度は下中幼稚園については、令和8年度に「橘地域認定こども園」に統合する予定であり、現在下中小学校内にて園運営を行っております。東富水幼稚園、報徳幼稚園の2園につきましては、令和6年度に続き令和7年度も最低基準を下回る見込みであり、現在は複式学級などの対応をとっておりますが、指針に基づき、地域や保護者等との話し合いが重要であると考えております。また、矢作幼稚園につきましても令和7年度に最低基準に下回る見込みであります。

いずれにしても、これら幼稚園のあり方については、地域や保護者等との話し合いを踏まえ検討し、報告したいと考えております。

(質疑・意見等)

○秋元委員 前羽幼稚園のように休園となっている幼稚園の施設は使っていないのでどんどん傷んでいくと思うのですが、その後はどのようにしていくかお伺いしたいです。

○教育総務課長 前羽幼稚園については、令和8年4月に認定子ども園ができたときには下中幼稚園とともに廃園する予定です。その中で前羽幼稚園の跡地利用については、活用等も含めて来年度検討する予定です。下中幼稚園は、認定子ども園の建設予定地でありますので、現在解体工事中です。今後、休園や廃園となったときには、休園の場合は、建物はそのまま利活用できるか、維持していくべきものであれば手を加えていく必要がありますし、廃園の場合は跡地利用について検討していくこととなりますので、必要な予算を確保していくことになると思います。

(その他質疑・意見等なし)

○柳下教育長 以上で、先ほど非公開とすることにいたしました案件以外の議題は終了いたしました。会議を非公開とする前に、その他として、委員又は事務局から何かありますか。

○菱木委員 先日、医師会・歯科医師会・薬剤師会・柔道整復師会と防災対策課・健康づくり課等と合同で大災害発災時の訓練を行いました。医師会では、小田原市外に在住し小田原市内でクリニックを開いてる先生がいるせいか15人の出席で、鴨宮中学校と報徳小学校の2

か所に分かれて出席しました。私は報徳小学校での訓練に参加しました。大災害発災時は「救える命をまず助ける」を方針に、始めに重症か中等症か軽症か判断するためにトリアージをし、重症者を治療エリアに速やかに移動させるのですが、報徳小学校ではトリアージ場所と治療エリアが遠すぎて、搬送中に重症者がさらに悪化してしまうのではないかという意見が出ていました。学校の見取り図を見ると、トリアージ場所から近くて、病院に搬送する校庭に一番アクセスが良いのは職員室でした。個人情報を守る観点から職員室は訓練時にも貸さないと学校側から市の担当者は言われたそうで、私達には全く重症者の訓練になりませんでした。せっきくの訓練なので、職員室を使えたらと強く思いました。健康づくり課にも伝えましたが、今回ようなことがないように教育委員会からも学校側に「訓練時には積極的に部屋を貸す」ように依頼等をお願いします。南海トラフ地震も近づいて来ているので、是非お願いします。

○教育総務課長 健康づくり課と調整して、対応については改めて検討させていただきます。

(8) 報告事項(3) いじめ重大事態発生に伴う諮問について【非公開】 (教育総務課)

7 柳下教育長閉会宣言

令和6年12月11日

柳下教育長

署名委員（秋元委員）

署名委員（齊藤委員）